



令和5年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料8

障害児通所支援事業所における 定員および人員配置について



定員超過について

- 児童発達支援および放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所支援給付費が過大に支給されているとの会計検査院からの指摘。
 - 定員超過利用減算の適用要件および確認様式の周知
（「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日付け事務連絡）」）
- 令和4年5月に定員に対する利用児童数の実態把握のため、定員超過確認シート（国様式）等により調査。（令和3年度分）
 - 過去3ヶ月間の利用実績による定員超過利用減算（125%）について、減算適用となる事業所はなかった。ただし、150%を上回る日があったかどうかについては、日々の利用児童数を調査していないため不明。
 - しかし、**多くの事業所で月の延べ利用人数が利用定員×開所日数を上回っている実態を確認。**

定員超過について

- 令和4年5月より勤務形態一覧様式を見直し、予定および実績、利用者児数の記載欄を新設。（変更届、体制届等の提出時のみ予定の勤務形態一覧表を作成し、実績に基づく毎月の勤務形態一覧表を作成していない事業所が多く、**従業者の勤務状況の管理が十分に行われていない実態のため**）
- 令和4年度実地指導時より、新様式により勤務形態一覧を提出するよう指示。
→ **障害児通所事業所で、利用定員を上回って受入れをしている日が散見された。**
　　<理由>
 - 利用希望が多く、調整をしても10人を超えることが多い。
 - 休んだ日の振替等で利用する家庭もあり、平日は10名を超える日が多く、土日を含めた月平均でなんとか10名以下になる状況。→ **定員を超える受入が常態化しているのであれば、定員の見直しが必要なのは？**

人員配置について

<人員基準>（児童発達支援センター以外・放課後等デイサービス）

○管理者

- ・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）

○児童発達支援管理責任者

- ・1人以上（1人以上は常勤かつ専従）

○児童指導員または保育士

- ・1人以上常勤
- ・児童数10人まで 2人以上
（以降、10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上）

※ 日常生活を営むのに必要な機能訓練や、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが必要な場合には、機能訓練担当職員や看護職員を合計数に含めることができる。

※ 機能訓練担当職員、看護職員を合計数に含める場合は、半数以上が児童指導員または保育士であること

人員配置について

○機能訓練担当職員

- ・ 機能訓練を行う場合に置く

○看護職員

- ・ 医療的ケアを行う場合に置く

※主として重症心身障がい児を通わせる場合は、次の①～⑤につき各々1人以上配置。

- ①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員または保育士 ④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる） ⑤児童発達支援管理責任者

人員配置について

職種	勤務形態	氏名	第1週						
			1	2	3	4	5	6	7
			月	火	水	木	金	土	日
保育士	常勤・専従	A	8	8	8	8	8		
保育士	常勤・専従	B	8		8		8	8	
児童指導員	常勤・専従	C			8	8	8		
児童指導員	非常勤・専従	D	8	8			8	8	
その他の従業者	常勤・専従	E	8	8	8	8		8	
その他の従業者	非常勤・専従	F		8				8	
受入れ利用児童数			8	9	11	12	10	8	

月 児童指導員または保育士 3名
 利用児童数 8名 . . . ○

火 児童指導員または保育士 2名
 利用児童数 9名 . . . ○

水 児童指導員または保育士 3名
 利用児童数 11名 . . . ○

木 児童指導員または保育士 2名
 利用児童数 12名 . . . ×

金 児童指導員または保育士 4名
 利用児童数 10名 . . . ○

土 児童指導員または保育士 2名
 利用児童数 8名 . . . ×

※保育士・児童指導員が交代で昼休憩をとっても、1名となるため

定員および人員配置について

- **定員の遵守をお願いいたします。**
- **サービス提供時間中は人員配置基準違反がないように！**
- **利用児童数に見合う人員配置を行うこと。**
- **利用児童数が定員を超える日が常態化**
→ **利用定員数の見直しの検討を！**